

声明（特養あずみの里事件の東京高裁判決確定にあたって）

2020年8月12日 特養あずみの里事件弁護団

一 2020年7月28日、東京高裁第6刑事部（大熊一之裁判長）は、特養あずみの里業務上過失致死被告事件の控訴審判決で、第1審・長野地裁松本支部の有罪判決を破棄し、無罪判決を言い渡しました。検察は上告せず、無罪判決は8月11日の経過をもって、確定しました。

2014年12月26日に不当な起訴を受け、今日まで5年半の長きにわたり被告人としての立場に立たされてきた山口さんが、苦難にめげず、無罪・無実を主張して頑張り続けてきたことに対し、弁護団は心から敬意を表するものです。

裁判のなかで、真実を明らかにし、本件が窒息ではなかったこと、山口さんに過失は認められないことについて、有益かつ重要な証拠を寄せられた皆さんに、感謝するものです。

また、第1審・控訴審を通じて、山口さんの無罪を信じて、73万筆を超える無罪要請署名を寄せられた全国の支援者のみなさん、無罪判決宣告後も上告断念を求める要請活動を展開された4500の団体の皆さんのご支援に、あらためて心から感謝します。

弁護団は、こうした多くの皆さんのご支援が、今回の無罪判決とその確定のために大きな力となったと考えています。

一 今回の事件の発端は、2013年12月12日のおやつ時にドーナツを食べた85歳の利用者の女性の突然の意識喪失・心肺停止でした。お亡くなりになったご本人に対して、あらためてご冥福を祈るとともに、ご遺族に対してお悔やみを申し上げるものです。

本件起訴および第1審の有罪判決は、その原因をドーナツを食べたことによる窒息とするものでした。弁護団は、控訴審において、本件急変・心肺停止の原因は窒息ではなく、ドーナツを食べていた時に起きた脳梗塞であることを明らかにする確たる証拠として、死後CT画像を分析した脳神経外科医等による6通の意見書を提出してきました。

高裁判決は、こうした弁護活動に対して「弁護人は（中略）詳細な主張立証を尽くす努力をした」と一定の評価をしたものの、「本件起訴から既に5年以上を経過し、原判決の過失認定の誤りは明らかである以上、死因についての検討に時間を費やすのは相当でなく、すみやかに原判決を破棄すべき」として、裁判で死因について確定することを棚に上げてしまいました。

早期に無罪判決を言い渡して山口さんを被告人の地位から解放したいとの高裁裁判官の意図は、弁護団として理解するものですが、業務上過失致死被告事件において、急変・死亡の原因が窒息でなく脳梗塞であったとの確たる証拠が存在したにもかかわらず、その採用がなされなかったことは、まことに残念だったと言わざるを得ません。

一 第1審判決は、過失について、主位的訴因であるおやつ食事時の注視義務については、本件ドーナツを食べて窒息するとの予見可能性は高くなかった、当日の食堂での現場の状況からも注視義務は認められないと正当な判断をしました。しかし、予備的訴因であるおやつ形態確認義務については、決められたおやつ形態を違えて提供すれば窒息するおそ

れがありそれは予見可能であるとして、おやつ形態確認義務違反を認め、有罪にしました。

高裁判決は、おやつ形態変更確認義務について、第1審の予見可能性の判断は、広げすぎでありまた実質的な検討もしておらず是認できないとしたうえで、具体的予見可能性の判断として、①本件ドーナツによる窒息の危険性、②おやつがドーナツからゼリー系に変更された経緯、③看護職と介護職の間の情報共有の仕組み、④山口さんが事前に形態変更を把握していなかった事情、⑤異変当日の状況、⑥食品提供行為がもつ意味の6点について、証拠に基づいて詳細に事実認定をしたうえで、山口さんには、本件おやつ形態変更を確認して窒息等の事故を未然に防止する注意義務はないとして無罪判決としました。

高裁判決は、事実認定も、また法律判断も、まことに正当なものです。

のみならず高裁判決が「間食（おやつ）を含めて食事は、人の健康や身体活動を維持するためだけではなく精神的な満足感や安らぎを得るために有用かつ重要であるから、その人の身体的リスク等に応じて幅広く様々な食物を摂取することは人にとって有用かつ必要である」と判示したことについては、その見識を高く評価するものです。

第1審判決によって介護の萎縮がみられた全国の介護現場から、高裁判決は高齢者の生きがいや喜びを実現する介護の実践のために素晴らしい判決だとの声が上がっています。

高裁判決とその確定が、わが国の今後の介護の現場において、高齢者・利用者の希望に沿った、きめ細やかな介護がすすめられる契機となることを弁護団は願うものです。

一 今回の高裁の無罪判決とその確定は、①高齢者施設でおきたおやつ時の急変について警察が根拠なく乱暴に捜査の対象としたこと、②警察が死亡について医学的原因を解明することなく過失致死事件として送検し、検察がこれを安易に起訴したこと、③過失（注視義務、おやつ形態確認義務）についても基礎的な事実調査もしないまま、業務上過失事件として、安易に捜査・起訴がなされたこと、④公判においても当初の注視義務が成り立たないとみるや強引に訴因変更までしておやつ形態確認義務を持ち出したこと等々、警察・検察当局の数々の誤りを浮き彫りにするものです。

さらに言えば、検察の安易な訴因変更を認めたとえ、ドーナツによる窒息を認定し、おやつ形態確認義務違反を認めた第1審判決に対しても、その事実認定や判断の杜撰さは厳しく指摘されなければなりません。

一 控訴審判決とその確定は、高齢者等介護施設での食事時の急変・死亡に対して、警察は、「業務上過失傷害・致死」などを振りかざして安易に捜査に入るべきでないという重大な教訓をもたらしました。

その点で、本件起訴後の2015年12月1日、長野県当局が、長野県下の全社会福祉施設に対して、長野県警本部からの協力依頼があったとして、施設入所者が死亡した場合、警察が「事件性」を判断する必要があるなどとして警察活動に協力すべき旨の「通知」を発していることは、重大で看過できない問題です。長野県は、本控訴審判決の趣旨を真摯に受け止めて、当該通知をすみやかに撤回すべきです。

以上